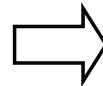


エ 難病等

ポイント

現状と課題

- ・特定疾患治療研究事業医療受給者証交付数は、平成15年度から増加しており近年は特に増加の傾向。
- ・遷延性意識障害者は、近年、概ね横ばいで推移。
- ・これらの患者が安心して療養生活を送れるよう支援していく必要がある。



対策

- ・特定疾患患者への医療扶助
- ・地域支援の充実
- ・医療支援の充実
- ・治療研究の推進
- ・遷延性意識障害者への支援

< 現状と課題 >

原因が不明で治療方法が確立されていない、いわゆる難病等は療養期間が長期にわたるため、患者及び家族は経済的、精神的、肉体的負担を強いられています。

平成19年4月現在、123の疾患が国の指定する難治性疾患克服研究事業の対象となっており、このうち45疾患を特定疾患治療研究事業の対象として医療費の公費助成を行っています。

本県の平成18年度末における特定疾患治療研究事業医療受給者は2,902人であり、近年は対象者が特に増加の傾向にあります（表-1参照）。

表 - 1 特定疾患治療研究事業医療受給者証交付数及び遷延性意識障害者数

(単位：件、人)

年度	H14	H15	H16	H17	H18
特定疾患治療研究事業 医療受給者証交付数	2,452	2,473	2,572	2,733	2,902
遷延性意識障害認定者数	118	117	118	116	121

資料：健康増進課

また、不慮の事故や脳血管障害などの後遺症でいわゆる「植物状態」にある遷延性意識障害者として紙おむつ代を助成されている認定者は121人となっており、認定者数は概ね横ばいで推移しています。

これらの対象患者は、療養生活が長期にわたることが多いため、引き続き経済的負担等の軽減を図っていく必要があります。

県では、難病等対策として、特定疾患治療研究事業と併せて保健所や難病相談・支援センターによる在宅療養患者の個別支援を実施しています。

難病患者や家族に対するきめ細かな支援を行うためには、市町村、保健所、難病相談・支援センターが協力して地域支援の充実を図りつつ、地域の医療機関と連携して保健・医療・福祉サービスの総合的な支援とその充実を図ることが重要です。

< 対策 >

1 特定疾患患者への医療扶助

特定疾患治療研究事業の実施

特定疾患患者に対する医療給付により、経済的な負担軽減を図り安定した療養生活を確保します。

2 地域支援の充実

在宅療養生活の支援

市町村が行うホームヘルプサービスや短期入所事業などに対し引き続き助成するとともに、保健所と難病相談・支援センターが連携して相談機能の充実を図り、難病患者や家族の療養生活を支援します。

保健所において、要支援難病患者に対し、個々の患者等の実態に応じてきめ細かな支援を行うため、対象患者ごとの在宅療養支援計画を作成して適切なサービスを提供します。

難病相談・支援センターでは、難病患者の仲間づくりや集いなど、同じ疾患を持つ患者や家族の交流の機会を提供するとともに、機関紙の発行やホームページ等により難病についての情報提供を行い、患者や家族の精神的負担の軽減に努めます。

難病相談・支援センター：甲府市太田町 9-1（中北保健所等合同庁舎内）

ホームページアドレス

<http://www.nanbyou-soudan.jp/index.html>

3 医療支援の充実

重症難病患者入院施設確保事業の実施

県内各地にある協力病院と連携して重症化した難病患者が円滑に入院できる体制を確保し、難病患者が安心して在宅療養生活ができるように支援します。

4 治療研究の推進

難治性疾患克服研究事業等の実施

国では、難治性疾患克服研究事業として疾患別の研究班が設置され、原因の究明、治療法の確立を目指した研究がなされています。

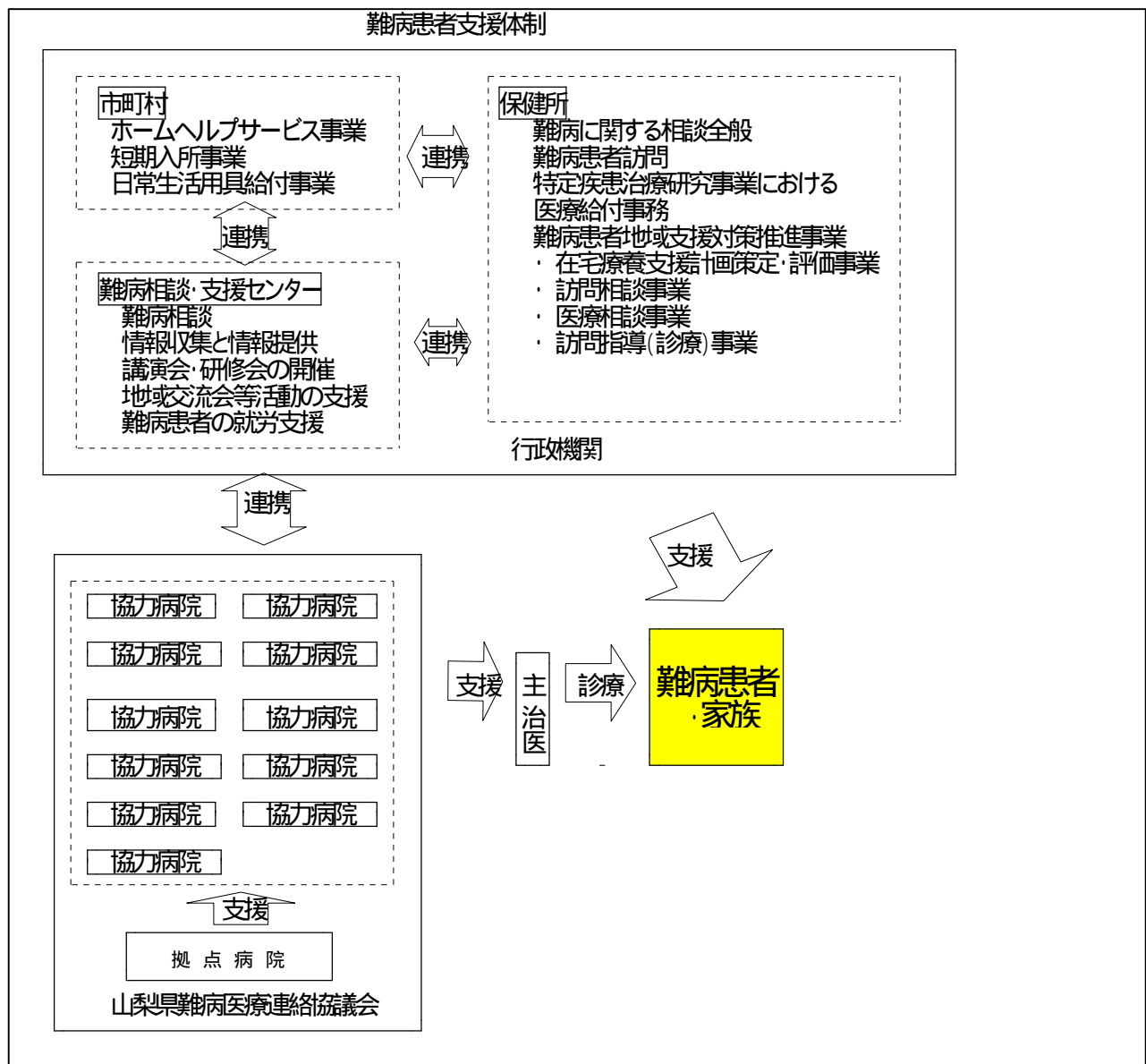
県では、特定疾患治療研究事業の実施に伴い提供された臨床データを研究班に報告して治療研究の推進に協力します。

5 遷延性意識障害者への支援

褥瘡予防費（おむつ代）の支給

遷延性意識障害者の家族の経済的負担を軽減するため、褥瘡予防費（紙おむつ代）の支給を引き続き行います。

< 推進体制 >



< 指標（数値目標） >

目標項目等	現状	平成24年度目標
重症難病患者入院施設数 (協力病院数)	11施設(H18)	11施設